

# 第3部 特殊災害対策



# 第1編 地震災害対策



# 第 1 章 紋 別 市 に お け る 地 震 災 害

## 1 . 地 震 と は

地震が起こる原因は、大きく二つに分けられる。

一つは、地殻を構成している厚さ数10～120km の堅い岩石の層（プレート）同士が接触している境界で起こるもので、これを「プレート間地震」という。

日本の周囲には日本列島が乗っているユーラシアプレートや北米プレートと、海洋の大半を占める太平洋プレートやフィリピン海プレートなどがある。海のプレートは重いので、陸のプレートとぶつかる部分で陸のプレートの下にもぐり込んでいく。その動きに陸のプレートは引きずり込まれ、やがて耐え切れなくなると反動で跳ね返る。このとき、マグニチュード8クラスの巨大海底地震が起こる。関東大地震などはこのタイプにあたる。

もう一つは、プレート内部で数百年から数千年にかけて加えられた力により蓄積されたゆがみが、限界に達してある日突然に断層がズレ動くもので、そのときに地震が起こる。

断層の中でも、過去 200万年間に繰り返しズレを生じ、今後も動きやすいものを「活断層」といい、これまでに約 2,000本の活断層が日本列島において見つけられている。その活動周期は約数百年から数千年に一度とされるが、周期の幅がありすぎて予知は難しい。この「活断層型の地震」は「直下型地震」ともいわれ兵庫県南部地震がその例である。

地震の大きさはマグニチュードで表すが、「マグニチュード」とは震源でどのくらいのエネルギーが放出されたかを表わす指標で、地震の規模を示す尺度である。マグニチュードが1上がるごとに地震のエネルギー（破壊力）はおよそ30倍になる。

これに対して「震度」とは、地表の各地域でそれぞれにどのくらいの揺れがあったかを表わす単位である。気象庁が発表している「震度階級」は、地震計による計測により、震度0～7までの10階級に分類している（※ 気象庁震度階級については、資料編を参照）。

## 2 . 北 海 道 の 地 震

南千島から東北日本の太平洋沖合にかけて、1952年以来次々にM8前後の大地震が発生した。これらの巨大地震は、太平洋プレートの千島海溝におけるもぐり込みに伴う地震で、1952年の十勝沖地震以来、震源域が重複することなく、1973年には、唯一残されていた根室半島沖の地震空白域を埋めるようにM7.4 の大地震が発生した。

以上のような海底巨大地震とは別に、北海道では、内陸での直下型地震や、場所によっては群発地震も起きている。そのほか、火山の多い北海道では火山性地震も起きる。

一方、オホーツク海側では、太平洋や日本海と違って地震活動は低い。しかし、1956年に網走沖でM6.3 の地震が発生して網走では震度4となり、弱い津波も観測された。また、1974年には紋別市の沖で地震があり、やはり震度4を観測した。

1993年は、北海道が二つの大きな地震に見舞われた年である。1月15日には、M7.8 の釧路沖地震が発生し、震度6を記録した釧路地方を中心にかなりの被害が生じた。それから半年後の7月12日に北海道南西沖地震が発生した。

この北海道南西沖地震は、桧山管内奥尻町の北方沖、深さ34kmを震源とするM7.8 の地震で、震源に近い奥尻島や対岸の大成町、瀬棚町、熊石町などを津波が直撃した。特に奥尻島では、地震発生の直後に大津波が襲い、山崩れや大火災も加わって、島全体に壊滅的な被害をもたらした。死者・行方不明者は 200人を超え、戦後、北海道を襲った地震の中で最大の惨事となった。

1994年にも、北海道一千島太平洋沖合では10月4日に「平成6年北海道東方沖地震 (M8.1)」と、12月28日に「平成6年三陸はるか沖地震 (M7.5)」が発生している。

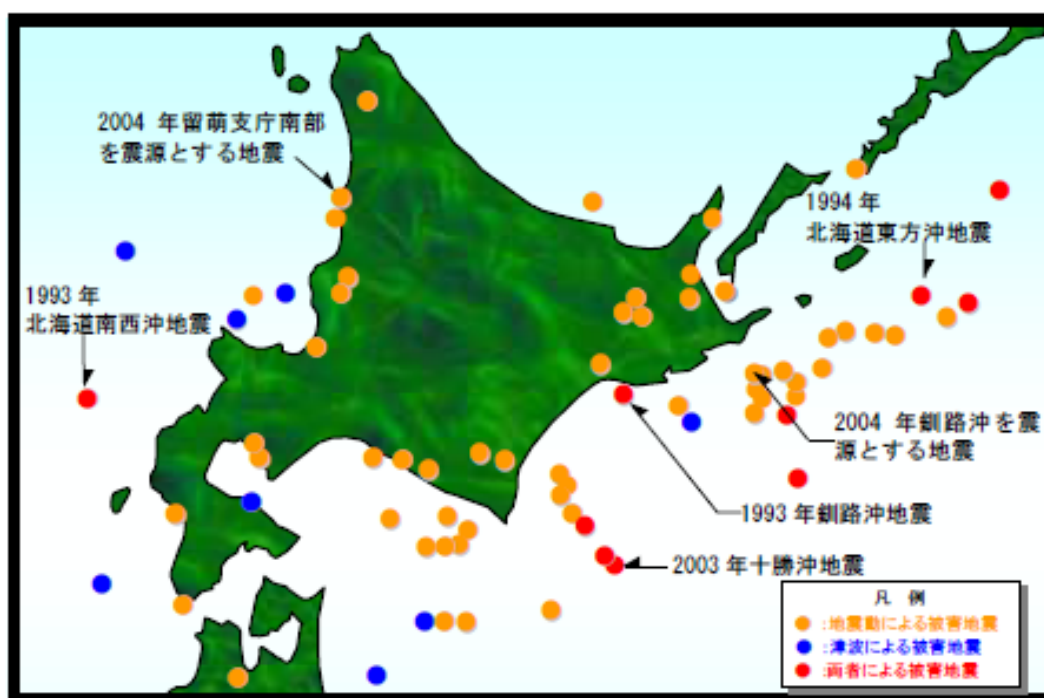
下図は、北海道に被害をもたらした地震の震央分布図である。このほかにも、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。

図中黒丸は地震動による被害を、白丸は津波による被害を、半黒丸は両者による被害を伴った地震を示す。なお、黒四角は深さ 100kmより深いところで起こりながら被害を伴った地震を示す。

図の枠外で発生したカムチャッカやチリの地震を除く総数93個の地震がこの図に示してあり、それらの地域別個数は、太平洋岸沖53、日本海岸沖12、オホーツク海岸沖 1、北海道及び本州21、深発 6 となっており、おおむね太平洋側、日本海側及び内陸に区分することができる。

なお、北海道に影響のあった地震と津波の概要については、資料編参照のこと。

北海道に被害をもたらした地震の震央分布



### 3 . 紋別市周辺の活断層と地震

紋別市が位置する網走支庁管内は、地震が比較的少ない地域である。地質的にも北海道とオホーツク海は、北米プレート上に位置し、プレート境界の活断層は存在せず、プレート内の圧縮応力も大きくはないため、プレート内の断層の発達も弱く、直下型地震の発生頻度も低い地域である。しかしながら、紋別市周辺の地形の形成を見ると、海底が隆起して形成された海岸段丘が何段も発達しており、本市沖合いの海底で過去数十万年の間に幾度か大きな隆起を伴う大地震が発生したことは否定できない。

紋別市においては、過去に建築物倒潰等の被害が発生したような大地震の記録はないが、地震の発生に関する文献資料がこのおよそ百年程度しかないこと、更に詳細な地質学的調査が行われていないことより、本市周辺の活断層の存在については不明な点が多い。

公的な資料として存在が指摘されているのは、本市東の湧別町に位置する〔上芭露西方断層〕（紋別市街地から約35km、確実度3.、長さ4km、新編「日本の活断層」）と、市内東（市中心部から約15km）のオンネコムケナイ川上流の山間部に活断層の疑いがある（確実度3.、長さ2km）のリニアメント（直線的な地形の構造線）である。

また、以上の2つの確実度3.の活断層ほどの確実性はないものの、活断層の存在の疑いがある地形として、渚滑川上流の河岸段丘（上渚滑町上渚滑西側、市街地中心部から南南西に約15km前後）にはかなりの傾斜を示す段丘面が認められるので、活断層が伏在している可能性が指摘されている（以下、可能性が指摘されている伏在断層を〔上渚滑断層〕と言う。）。この上渚滑断層の延長を地形から類推すると、最大約8kmと見積もられる。

以上のように、これまでの各種の地質学的・地震学的調査では、紋別市には断層は存在していても被害地震の発生は比較的少ないとされているものの、これは未だ十分な調査がなされていないことも大きな要因と考えられる。このため、現時点においては確率は低くとも、「被害地震の発生の可能性はある」と考え、対策を検討すべきといえよう。

紋別市周辺の活断層 （新編〔日本の活断層〕（東京大学出版会）より）

NO	名称	確実度	活動度	長さ (km)	確実度
1	上芭露西方断層	3.		4	1.; 確実な活断層 2.; 活断層と推定されるもの 3.; 活断層の可能性のあるもの
2	わねコムケナイ川上流	3.		2	活動度 A; 1m/1000年~10m/1000年未満 平均 B; 0.1m/1000年~ 1m/1000年
3	上渚滑断層; 伏在	?		(8)	変位 C; 0.01m/1000年~ 0.1m/1000年 速度 D; ~0.01m/1000年未満

#### 4 . 紋 別 市 の 地 盤 と 液 状 化

大地震の際、飽和に近い水分を含んでいる砂層では、砂粒子が水中に浮遊した状態になり、いわゆる液状化地盤となる。こうなると、地盤の支持力が失われるので、重いビルなどは沈み、不同沈下があればゆっくり傾いて横倒しとなってしまう場合もある。逆に、軽いガソリントank、マンホール、浄化水槽などは浮き上がる場合もある。

なお、粘土や泥炭層では、水分を多量に含んでいても、水分が分離しないため豆腐のように全体が揺れ、液状化は生じにくい。

軟弱地盤についての明確な定義はないが、一般的に泥炭や有機質土を含んだ水分の多いシルトや粘土層で、上に建てた構造物の重みで圧縮されやすい地層を軟弱地盤といい、本市域においては、渚滑川河口部、藻別川河口部、コムケ湖周辺部及び台地上の浅い谷等を中心とする地域で認められる。

更に、台地中位、下位面にも地盤の軟弱な部分が認められ、これらの地域では、地震動による不同沈下の発生が予想される。

また、当地には、軟弱地盤と判定されていない地域においても、下層に粘土、シルト、有機質混じりの地層が多く、地震動に対しては注意が必要であろう。



## 5 . 被害想定

紋別市は、北海道の中でも地震発生は少ない地域であり、これまでも大地震の発生した記録は残されておらず、確認された活断層も存在していない。しかし、市街地が展開している段丘の状況より、過去に何度かの急激な地盤の隆起を伴う大きな地震が発生したことがうかがわれる。

そこで、段丘の傾斜面より、伏在断層の可能性が指摘されている渚滑川上流（以下「上渚滑断層」と称する）を想定震源として地震被害の想定を行った。

### 1. 被害想定震源と想定する断層

想定する震源断層	名称	(仮称) 上渚滑断層 (伏在の可能性が指摘されている)
	位置	渚滑川上流 (上渚滑町近傍、渚滑川の西側) 想定する震央まで紋別市中心市街地から約15km
	規模	(延長約 8km、断層の方向約40° )
地震の規模想定	M=6.34	

### 2. 想定される地震動

想定される上渚滑断層を震源断層とする地震が発生した場合の地震動については、震源からの距離と地盤の特性より、その地表加速度は次のように算定される。なお、地盤特性による地震の増幅係数は、紋別市の洪積地盤が全国的な平均よりも柔らかいことに配慮して想定した。

本市の人口の大半が集中している中心部は、震源よりおよそ15km前後の距離に位置するので、最も地震動が大きな軟弱地盤でも震度は6.強以下であるため、全壊に至る建築物被害はほとんど発生しない。被害の大半は震度7.と想定される震源断層に近接する上渚滑町地区に限定される。

想定する地震における紋別市の地区別加速度

地形分類	地盤分類	紋別に適用する地震加速度増幅係数	震源からの距離 (km) 地表加速度 (gal)						
			1	2	5	10	15	20	
標準地盤			1.0	574	530	430	323	254	207
山地	岩盤	0.6	344	318	258	194	152	124	
台地；段丘	洪積地盤	1.0	574	530	430	323	254	207	
河岸段丘	洪積地盤	1.0	574	530	430	323	254	207	
扇状地	洪積地盤	1.0	574	530	430	323	254	207	
台地の浅い谷	沖積地盤	1.2	689	636	516	388	305	248	
低地の一般面	沖積地盤	1.2	689	636	516	388	305	248	
後背湿地	軟弱地盤	1.4	804	742	602	452	356	290	
砂州・砂堆；含む浜堤	軟弱地盤；液状化	1.4	482	467	391	339	356	290	
埋立・盛土	軟弱地盤；液状化	1.4	482	467	391	339	356	290	

### 3. 被害想定

被害想定は、1995年の兵庫県南部地震の被害事例の分析結果を適用し、紋別市内の地区別の建築物の構造別・建築年次別棟数（固定資産課税台帳）に対応する被害率を乗じて算定した。火災発生件数や死傷者数の想定も兵庫県南部地震の被災事例を適用して算定した。

想定結果の概要は次に示すように、被害は震源断層に近い上渚滑町に集中しており、全市で死者は約15名、負傷者約 200名、全壊棟数約 600棟と想定される。

紋別市の地震被害想定結果の概要

上渚滑断層を震源とする地震 M=6.34		紋別市 総計	中心市街地			市周辺部					
			計	旧 市街地	新 市街地	計	上 渚 滑 町	渚滑町	新生& 元紋別	その他	
地表加速度 gal 代表震度		5.~7.		150 / 338 5.~6.	160 / 360 6.±		310 / 640 7.	250 / 460 6.±	170 / 390 6.±	230± 5.±	
世帯数 人 口		12,008 29,150	9,997 23,725	2,056 4,674	7,941 19,051	2,011 5,425	636 1,592	832 2,182	271 791	272 860	
既存建 築物棟 数	平均築年	22.6	20.7	25.6	18.9	25.9	28.0	23.8	21.0	28.5	
	総計	15,074	9,564	2,610	6,954	5,510	1,601	1,719	725	1,465	
	木 造 非木造計	12,252 2,822	8,649 915	2,281 329	6,368 586	3,603 1,907	1,120 481	1,310 409	438 287	735 730	
被害 棟数	全壊 半壊 一部 計	全体	625 925 4,467 6,017	72.9 404.5 2,573 3,050	31.2 117.3 640.7 789.2	41.7 287.2 1,932 2,261	551.7 520.4 1,894 2,966	487.0 207.7 533.7 1,228	35.6 146.0 654.7 836.3	10.7 53.5 285.8 350.0	18.4 113.2 419.2 550.8
		全壊 a.	4.1	0.8	1.2	0.6	10.0	30.4	2.1	1.5	1.3
		半壊 b.	6.1	4.2	4.5	4.1	9.4	13.0	8.5	7.4	7.7
		一部 c.	29.6	26.9	24.5	27.8	34.4	33.3	38.1	39.4	28.6
全壊+半壊 総被害率		10.3 39.9	5.0 31.9	5.7 30.2	4.7 32.5	19.5 53.8	43.4 76.7	10.6 48.7	8.9 48.3	9.0 37.6	
初期 火災 件数	ピーク時	7.78	6.25	0.72	5.53	1.53	0.63	0.55	0.25	0.10	
	電気対策後	3.50	2.81	0.33	2.48	0.69	0.29	0.25	0.11	0.04	
	防火対策後	2.80	2.25	0.26	1.99	0.55	0.23	0.20	0.09	0.03	
延焼火災 延焼棟数	延焼火災	1.40	1.13	0.13	1.00	0.27	0.11	0.10	0.05	0.01	
	延焼棟数	Max.30		Max.30							
死 傷 者	総計	217.38	24.09	7.73	16.36	193.29	181.33	7.22	2.30	2.44	
	死亡者	15.42	1.71	0.55	1.16	13.71	12.87	0.51	0.16	0.17	
	負傷者計	201.95	22.39	7.17	15.22	179.56	168.46	6.71	2.14	2.25	
	重傷者 軽傷者	14.34 187.62	1.59 20.80	0.49 6.68	1.10 14.12	12.75 166.82	11.96 156.50	0.48 6.23	0.15 1.99	0.16 2.10	
被災世帯	全壊	368	58	18	40	310	287	15	4	4	
	半壊	553	372	75	297	181	77	65	19	20	
	一部	3,198	2,553	455	2,098	645	160	305	107	73	
被災人口	全壊	911	143	46	97	768	708	39	11	10	
	半壊	1,370	890	180	710	480	193	167	58	62	
	一部	7,827	6,087	805	5,282	1,740	404	789	313	234	

注1； 旧市街地； [真砂、弁天町、幸町、本町、港町、潮見町] の6町

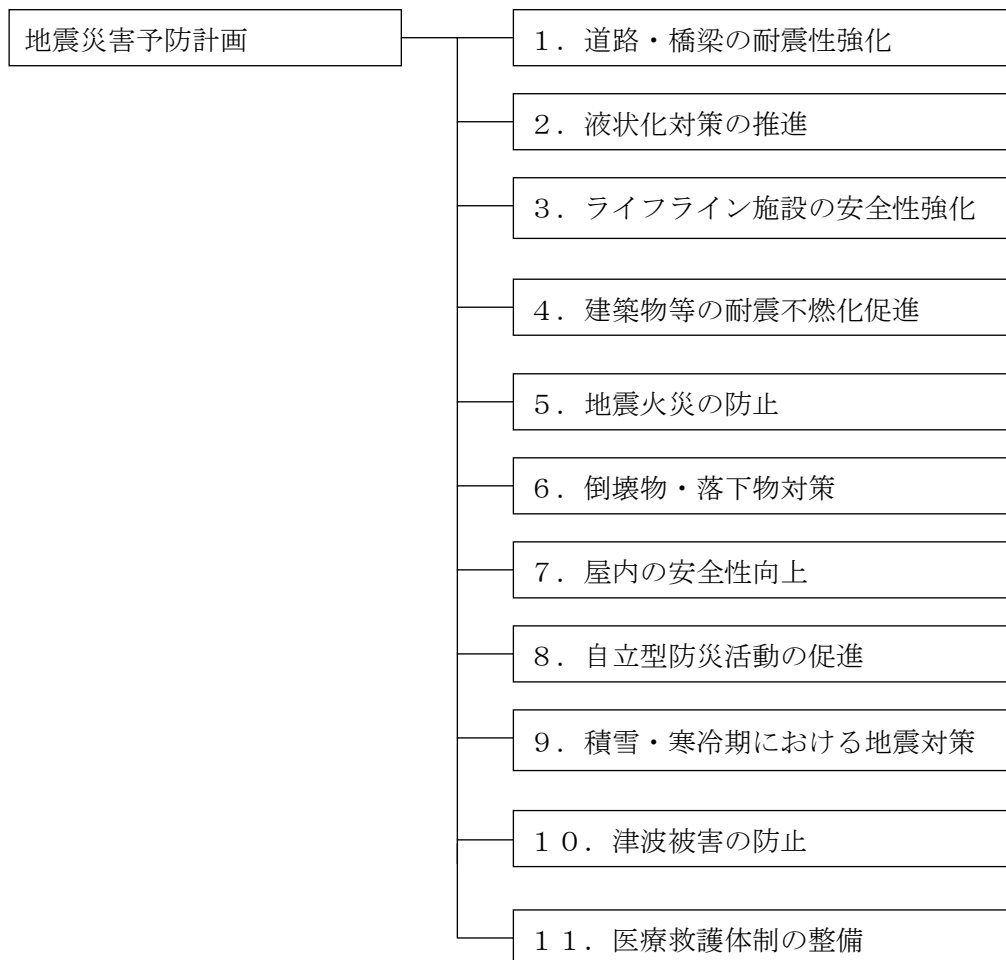
新市街地； [北浜町、新港町、落石町、花園町、緑町、南が丘町、大山町] の7町

注2； 初期火災とは地震発生後1時間以内に発生した火災とする。

## 第 2 章 地震災害予防計画

紋別市周辺では、過去に大きな地震被害に見舞われた記録は残されていない。しかし、地球は私たち人間の一生とは比較にならない長い周期で活動しているため、数千年の尺度で見ると、紋別市でも地震災害は起こり得る。

「災害は忘れたころにやってくる」という。また、「備えあれば憂いなし」ともいう。「地震災害予防計画」を立て、万が一の地震災害に備えておくことが必要である。



## 1 . 道 路 ・ 橋 梁 の 耐 震 性 強 化

### 【計画の方針】

道路は、交通機能だけでなく、各種のライフラインが敷設される空間をも提供しているが、震災時には、避難、消防、緊急物資の輸送、火災の延焼防止等、多様な機能を果たす。

このことから、これらの施設が、地震時においてもその機能を発揮できるようにするため、次により耐震性に配慮した施設の整備を積極的に推進することで、交通機能の確保に努める。

### 【計画の内容】

#### (1) 幹線道路の耐震性補強

定期的に点検し、緊急度の高い箇所から順次、改築及び耐震性補強工事を実施する。

#### (2) 橋梁の震災対策

重要路線の橋梁や、二次災害が予想される橋梁については、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障がでないように、架替え、補強等の震災対策を計画的に推進していく。

#### (3) 応急復旧のための体制整備

被災した道路の迅速な復旧は、救援・救助活動の展開に不可欠であるので、応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、あらかじめ施工業者、メンテナンス業者等、民間業者との協力体制を整備し、災害時には災害対策本部からの要請がなくても民間業者が自発的に復旧活動に取組めるようにする。

## 2 . 液 状 化 対 策 の 推 進

### 【計画の方針】

防災関係機関との連携の下、液状化による被害を最小限にとどめるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考に調査研究を行い、次の各種対策を公共事業において実施する。

### 【計画の内容】

#### (1) 液状化対策についての調査研究

市及び防災関係機関は、各種研究機関との連携の下、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、対策についての調査・研究を行う。

#### (2) 液状化対策の推進

次の参考資料・指針等に示すような建設省や道等、関係機関で策定している対策手法を適切に適用して、液状化対策を推進する

1. 液状化発生の防止（地盤改良）
2. 液状化による被害の防止（構造物対策）

#### 液状化対策の参考資料・指針等

液状化対策の項目	主な参考・指針等
1. 小規模建築物	「小規模建築物等のための液状化マップと対策工法」 (1994年 国土庁・建設省監修) 「小規模建築物基礎設計の手引き」(1988年 社団法人日本建築学会)
2. 大規模建築物	「宅地造成マニュアル事例集」(1993年 建設省監修) 「宅地造成マニュアルの解説」(1989年 建設省監修) 「建築基礎構造設計指針」(1988年改定 社団法人日本建築学会)
3. 土木施設	
① 道路施設	「道路土木－軟弱地盤対策工指針」(1986年 社団法人日本道路協会)
② 河川堤防	「河川堤防耐震点検マニュアル」(1995年 建設省)
③ 砂防施設	「砂防ダム構造形式選定基準(案)」(1996年 北海道土木部)
④ 港湾施設	「港湾の施設の技術上の基準」(1989年 運輸省監修) 「埋立地の液状化対策ハンドブック」(1993年 運輸省監修) 釧路沖地震(1993年)時の釧路港の被害、北海道南西沖地震(1993年)時の奥尻港の被害事例
⑤ 地下埋設物	「下水道施設地震対策指針と解析」(1981年 建設省都市局監修) 「水道施設耐震工法指針・解説」(1979年 社団法人日本水道協会)

### 3 . ライフライン施設の安全性強化

#### 【計画の方針】

電力、ガス、水道、通信等のライフライン施設は、生命の維持や社会、経済活動に不可欠のものである。このため、災害時においても機能を喪失しないよう耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。また、各ライフラインは相互に依存しあい、空間的にも重複することが多いので、耐震性の強化や迅速な災害復旧には、ライフライン機関相互の連携・調整が必要となるので、防災関係機関を含めた相互の情報連絡体制を強化する。

#### 【計画の内容】

##### (1) 電力施設

###### ① 設備面での震災予防対策

電力供給設備においては、災害時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については、各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに設備改修に当たっては、現行各基準に基づき設計する。

###### ② 体制面の震災予防対策

被災時には迅速、的確な復旧が不可欠であり、日ごろから組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

##### (2) ガス設備

ガスは住民生活や生産活動に欠かせないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努めることで、安全確保のため、設備の保安防災対策の強化を推進する。

###### ① ボンベ（容器）の転倒防止措置

販売店等は、鎖がけ等の方法によりボンベの転倒防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

###### ② 感震機能付き安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付きガスメーター又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器の普及促進に努める。

###### ③ 消費者に対する周知啓発活動

震災時には、ガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに揺れが大きな場合は容器バルブを閉じる等、販売店等は消費者が取るべき初期行動の啓発活動に努める。

##### (3) 上水道施設

震災時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保するために、水道施設の被害を最小限にとどめることが大切である。このため、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進する。

###### ① 施設の整備、点検、耐震性強化

ア. 貯水、取水、浄水施設などの重要構造物についての耐震診断の実施と耐震性の低い施設の補強、更新。

イ. 平常時の点検は「上水道維持管理指針」に準拠して実施するが、地震による施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとために、脆弱箇所の把握に努める。

リ. 特に老朽管路や石綿セメント管は、地震発生時に相当数の被害が発生するものと想定されることから、水道事業者はダクタイル鋳鉄管等の耐震性の高いものに取り替えるとともに、継手も伸縮性のある耐震継手に更新する。

エ. 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震性強化を推進する。

オ. 防災関係部局と連携して、緊急時用貯水槽等を整備し、貯水機能を強化する。

#### ② 予備水源としての井戸の活用

一般家庭用井戸、営業用井戸については、水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。

#### ③ 災害に強い体制づくりと応急復旧のための体制整備

災害による機能低下を極力抑制し、応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

ア. 円滑な防災活動の実施のため、応急給水及び応急復旧マニュアルと体制を整備する。

イ. 応急給水を円滑に実施するため、日ごろから自治会等と意見交換を行い、共同訓練等の実施に努める。

ウ. 上水道台帳として、応急対策に活用しやすい水道管路図面を整備し、分散保管する。

エ. 応急給水、応急復旧に必要な資機材を日ごろから整備増強しておくとともに、民間借上資機材については、十分事前に協議を行い文書による取り決めをしておく。

また、資機材が水道事業者間で共用できるよう、仕様・規格の統一化に努める。

オ. 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、メンテナンス業者等、民間業者との協力体制を整備する。

カ. 他地方公共団体との相互援助体制

震災時の役務や機材等の提供について、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。

キ. 防災訓練

震災時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施する。

### (4) 下水道施設

既設下水道施設のうち重要構造物の耐震診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。新規の下水道施設については、新耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。

#### ① 処理場、ポンプ場の耐震性強化

ア. 土木施設は、想定される地震により機能を損なうほどの破損に至らないよう、液状化対策を含めた耐震構造とする。

イ. 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継手等に更新し耐震性を強化するとともに、重要な箇所バイパス化、複数化のバックアップ機能を必要に応じて導入する。

ウ. 機械設備は移動、転倒及び破損が生じないよう支持・固定し耐震対策を実施する。

エ. 電気設備は管路等の浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を実施する。

② 管路施設の点検、耐震性強化

ア. 平常時の点検は「下水道維持管理指針」に準拠して実施するが、地震による施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るために、脆弱箇所の把握に努める。

イ. 管路施設のうち重要幹線管渠については、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継手を設置し、免震構造とする。

ウ. マンホール及び管取付管は、重要幹線について、液状化のおそれのある箇所において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性伸縮取付管を設置する。

③ 災害に強い体制づくりと応急復旧のための体制整備

災害による機能低下を極力抑制し、応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

ア. 応急復旧マニュアルを整備し、防災活動が円滑に実施できるよう、体制を整備する。

イ. 下水道台帳として、応急対策に活用しやすい管路図面を整備し、分散保管するとともに、他都市とのソフトの互換性を確保するなどシステム化を図る。

ウ. 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、メンテナンス業者等、民間業者との協力体制を整備する。

エ. 他地方公共団体との相互援助体制

震災時の役務や機材等の提供について、他の地方公共団体と相互援助体制を整備する。

オ. 応急対策用機器及び資機材

震災時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。

(5) 情報通信施設

① 情報通信施設の耐震性強化

市庁舎等の災害時の情報連絡のための基地となる公共建築物については、耐震性の強化を図る。

② 停電の備えての予備電源の確保

通信施設のための予備電源を確保しておく。



## 4 . 建 築 物 等 の 耐 震 不 燃 化 促 進

### 【計画の方針】

現行の耐震基準（昭和53年の宮城道沖地震を受けて昭和56年改正）で建設された各種建築物は、地震の揺れに対して比較的安全であるといわれている。

阪神・淡路大震災では、古い木造住宅を中心に多くの被害を受けたが、本市においても、昭和56年以前に建築され老朽化した住宅や施設など、防災対策上早急に建替え、補強の促進を図る必要があると思われる建築物が見受けられる。

特に、防災活動の拠点となる公共建築物については、耐震診断を行うとともに、必要に応じて耐震改修を進め、地震に強い建築物の建設促進を図る。また、病院、事務所等の不特定多数が利用する建築物の所有者に対しても、必要に応じて指導を行い、事故の発生を防止する。

#### (注) (1) 耐震基準

阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の検討の結果、現行の耐震基準（昭和56年）はほぼ妥当なものであり、抜本的な改正は必要ないとされたが、耐震基準の部分的見直しが行われた（鉄骨造の柱脚と基礎の接合部の強度基準の新設、ピロティ形式の耐震基準の引き上げ；平成7年12月11日付けで関係告示）。

#### (2) 【建築物の耐震改修の促進に関する法律】

公共施設や多数の者が利用する大規模集客施設は、十分な耐震性が必要とされるので、現行の耐震基準に適合しない建築物について、平成7年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が定められた。この法律では、一定の建築物（別途政令で定める）について、所有者に対し耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しており、所管行政庁は、必要に応じて当該建築物の所有者に対し指示を出すことができるとされている。

また、建築物全般に対する措置として、既存の建築物の耐震改修をする場合の建築基準法の制限緩和措置と住宅の場合は、独立行政法人住宅金融支援機構（旧 住宅金融公庫）から、住宅以外の建築物の場合は日本政策投資銀行からの融資の特例が定められている。

### 【計画の内容】

#### (1) 公共建築物等

##### ① 建築物等の耐震対策強化促進

##### ア. 建築物等の耐震強化計画

(ア) 老朽化の著しい建築物又は構造上危険と判定されるものは、本市の整備計画にあわせて改築の促進を図る。

イ. 建築物の定期点検及び臨時点検を実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

##### ② 建築物以外の施設の補強及び整備

ア. 落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、ブロック塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものは補強工事を実施する。

イ. 飛散しやすい機械、器具等は、常時格納、固定できるようにしておく。

ウ. 消防施設等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。

エ. 建築物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施して、要補強箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。

③ 災害時における小・中学校の役割の確認

避難所となる場合の応急必需品備蓄のため、小・中学校内に防災倉庫を設置する。

④ 社会福祉施設の安全対策、防災対策

高齢者等の災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行っていくが、この一環として、災害時要援護者関連施設の災害に対する安全性の向上を推進する。

ア. 社会福祉施設の建築建築物については、建築基準法、消防法等の関係法令に基づいて、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に維持させ、災害予防に努める。

イ. 消防計画に基づき、定期的に消防施設の点検を実施する。

(2) 一般建築物

① 建築物防災相談所の開設

建築士会、その他の団体と協力して個々の建築物の防災について相談に応ずる。

② 建築物防災診断の実施

必要に応じ、消防機関、建築士会、その他の団体と協力して個々の建築物の防災診断を実施し、危険発生のおそれのある建築物については、その所有者、管理者等に指導及び助言、命令等を適時行う。

③ 建築基準法令の普及

関係団体に対する法施行上の協力を要請して、遵法精神の高揚に努める。

## 5 . 地震火災の防止

### 【計画の方針】

関東大震災、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災に見られるように、大規模な地震が発生したときには、同時多発火災の発生や延焼拡大による被害の増大が予想される。このため、市は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止に努める一方、住民も、日ごろから出火の防止に努め、震災時に取りべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。

更に、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建築物による通行障害、水道管断裂等による消火栓使用不能のおそれもあって、消防活動が困難になることも予想されるので、自主防災組織に対する可搬式消防ポンプの配備や自衛消防隊の組織化などにより初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努める。

### 【計画の内容】

#### (1) 出火の防止

地震による火災の発生を未然に防ぐため住民に次の指導を行い、出火の防止に努める。

##### ① 一般家庭に対する指導

防災訓練や広報媒体を通じて、次のような安全な機器の一般家庭への普及や出火防止意識の啓発を図る。

- ア. 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス漏れ警報機等の普及
- イ. 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ. 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
- エ. カーテン等防災製品の普及
- オ. 消火器具、風呂水の汲み置き等消火準備の徹底
- カ. 発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

##### ② 事業所に対する指導

多数の人が利用する学校、病院、スーパー等の施設は、消火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用施設等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。

#### (2) 消火体制の整備

##### ① 消火体制の強化

地震発生時において火災による被害を最小限にとどめるために、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立等の普及啓発に努める。

- ア. 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動等、地域との連携体制の強化に努める。
- イ. 消防団や自主防災組織は、日ごろから訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。
- ウ. 消防団や自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的実施する。

## ② 消防設備等の強化

ア. 消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、成年層・女性層の消防団への積極的参加等、消防団の活性化を推進する。

イ. 消防施設設備の整備に努める。特に、地震発生時に予想される火災等に対処するため、水槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の消防設備は逐次増強を図る。

## ③ 消防水利の整備

大規模な地震が発生した場合、水道施設の破壊により消火栓の使用不能や防火水槽の破損等も予想される。このため、次の施設の整備を促進し、消防水利の整備に努める。

ア. 消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災の発生の危険性が高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

イ. 河川等の自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。

# 6 . 倒壊物・落下物対策

## 【計画の方針】

ブロック塀は、安価で場所をとらないという点から手軽に用いられてきた。しかし、震度5程度の地震でもブロック塀の倒壊による死傷者が発生することが1978年宮城県沖の地震で明らかになった。そのため、建築確認行政のなかで指導の強化を図る一方、既存のブロック塀等についても早急の安全対策の実行性をあげられるよう、国の対策基準等を取り入れながら補強方法を含めて、指導の徹底を図っていく。

また、危険性のある落下物としては、広告塔、看板等の屋外広告物、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装等が考えられる。なお、落下物ではないが、同種の危険物として各種の自動販売機がある。これら落下物、転倒物による影響は、人身への被害とともに救助活動の障害ともなるので、安全性を確保していかなければならない。

## 【計画の内容】

### (1) ブロック塀対策

① 石積、ブロック塀等について実態把握

② 住民への啓発

パンフレットの配布や広報紙等で、所有者自ら補修・補強するよう啓発していく。

③ 既存塀の補強、改修指導等

施工者に対して、適切な方法により施工するよう関係団体への指導を徹底する。

### (2) 落下物等対策

① 安全性確保の周知徹底

適宜、耐震、防災診断等を実施し、認識を喚起する。

② 屋外広告物等の規制

道路法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。

### (3) 自動販売機の転倒防止

各種の自動販売機は、現在ではほとんど設置場所に底が固定されているが、単なるコンクリートへのボルト止め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要である。設置者に対して転倒防止対策の強化を指導していく。

## 7 . 屋 内 の 安 全 性 向 上

### 【計画の方針】

屋内で転倒、落下しやすい物体に対する配慮も考えなければならない。なかでも家具等の落下・転倒によるけがの危険性は非常に大きいと考えられる。たんすや本棚など家具の転倒・落下を防止することにより、住民自身が地震から自分の身を守るよう広報等により啓発していく。

### 【計画の内容】

広報により、家庭でできる地震対策を促進する。

- (1) 固定金具の普及促進。
- (2) 建物一体型の作り付け収納家具の普及促進。

## 8 . 自 立 型 防 災 活 動 の 促 進

### 【計画の方針】

大規模地震等の災害発生直後においては、行政の対応には限界がある。住民自らが自分の命は自分で守るという心構えと、隣人同士で助け合うという行動力が極めて重要となってくる。

そのためには、一人ひとりの平常時からの心構え、災害対応能力の向上、災害時に必要となる資機材の常備が不可欠であり、これらの能力向上と資機材の常備を推奨する。

### 【計画の内容】

#### (1) 自らの命は自分で守るという精神の徹底

いざというとき自分の命を守るのは自分だという心構えと、住民一人ひとりの災害への対応策などを、様々な機会を通じて啓発し、住民の自助意識を高める。あわせて、自主防災組織、各種訓練などへの積極的な参加を促す。

#### (2) 防災用具の普及充実

##### ① 自動車への消火器、救急箱等の常備搭載の推奨

自動車に搭載された消火器や救急箱等は、大規模地震が発生した場合の家屋の倒壊時あるいは車での移動中などに極めて有効に活用できるため、これら資機材の常備搭載を推奨する。

##### ② 防災用具の置場所の工夫

避難に必要となるものについては、取出しが容易な出入口や屋外に置いておくことを推奨する。

##### ③ アウトドアレジャーの普及

オートキャンプ等のアウトドアレジャーは、災害時における対応能力の向上につながる。また、次のような道具は防災用資機材としても役立つため、アウトドアレジャーの普及を図る。

- ア. テント
- イ. こんろ等調理用具
- ウ. 寝 袋
- エ. ライト (ランプ)
- オ. 燃 料
- カ. 発電機

## 9 . 積 雪 ・ 寒 冷 期 に お け る 地 震 対 策

### 【計画の方針】

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるので、道、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進し、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

### 【計画の内容】

#### (1) 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。このため、関係機関は、「北海道雪害対策実施要項」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

#### (2) 交通の確保

##### ① 道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関が行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含め多面的な道路交通確保対策を推進する。

##### ② 航空輸送の確保

陸路による通行が不能となった場合、市は、道及び防災関係機関に、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送を要請する。

##### ア. 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

##### イ. 緊急時ヘリポートの確保

道及び市は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を推進するとともに、除雪体制の強化を図る。

#### (3) 雪に強いまちづくりの推進

##### ① 家屋倒壊の防止

住宅の耐震性を確保し、屋根雪加重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の遵守等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

##### ② 積雪期における避難場所、避難路の確保

市及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに避難所、避難路の確保に努める。

#### (4) 寒冷対策の推進

##### ① 避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

##### ② 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

#### (5) スキー客に対する対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊やなだれの発生等により多数のスキー客の被災が懸念されるので、あらかじめ、スキー場における避難計画を策定しておく。

## 10 . 津波被害の防止

### 【計画の方針】

オホーツク海に面している本市では、地震による津波の被害も考慮しておく必要がある。

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、高波、高潮及び津波による被害を防止するための海岸保全事業のほか、津波発生のおそれが生じた場合に、迅速な避難行動がとれるよう、避難経路、避難場所の整備、周知をしておく。

### 【計画の内容】

#### (1) 海岸保全事業及び河川事業等の施行

津波の被害を受ける危険性が高い海岸や河川において、海岸保全事業、港湾整備事業等の公共土木事業を進める場合には、津波災害の防止に留意し、施設の整備を進める。

#### (2) 津波予報、避難指示等の伝達体制の整備

##### ① 津波予報伝達の迅速化、確実化

道は津波予報等の情報を迅速・確実に伝達するため、「北海道総合行政情報ネットワーク整備事業」を推進しており、気象庁からの津波情報を、本庁、支庁及び沿岸市町村までリアルタイムで伝達できる「津波警報等緊急伝達システム」を導入している。

##### ② 通報、通信手段の確保

市は、津波警報等の伝達手段として、サイレン、広報車等多様な手段を確保する。

##### ③ 伝達協力体制の確保

市は、沿岸部の多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施行者等）及び自主防災組織とあらかじめ津波警報等の伝達に関する協議を行い、協力体制を確保する。

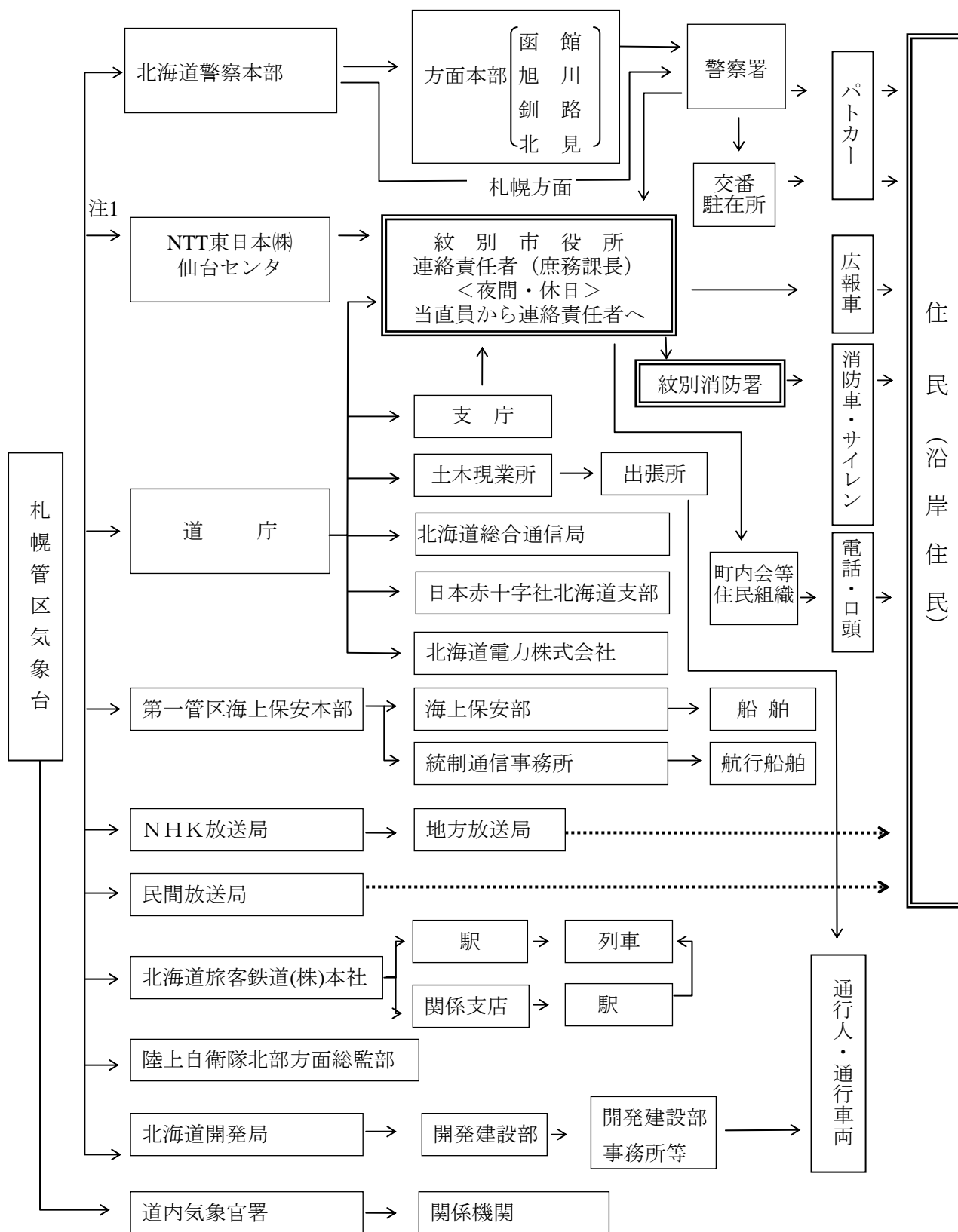
##### ④ 津波警報等災害通信連絡訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、市及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害通信連絡訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画実施する。

- ア. 沿岸部の地域住民に対し、津波予報や津波対策等を正しく認識するための教育に努めるとともに、特に災害時要援護者に対しては、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となって、津波予報授受伝達、避難誘導、避難等の実践的訓練を実施する。
  - イ. 沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒の安全確保のため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、避難訓練を実施する。
- (3) 津波警報の周知徹底
- 市及び防災関係機関は、広報紙等を活用して、津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。
- ① 一般住民に対し、周知を図る事項
    - ア. 強い揺れ（震度4程度以上）の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間長周期の揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。
    - イ. 津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、避難する。
    - ウ. 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
    - エ. 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめない。
  - ② 船舶関係者に対し、周知を図る事項
    - ア. 強い揺れ（震度4程度以上）の地震を感じたとき、又は弱い地震でも、長い時間長周期の揺れを感じたときは、直ちに港外に避難する。
    - イ. 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたら、直ちに港外に避難する。
    - ウ. 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
    - エ. 港外避難できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置を取る。
    - オ. 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめない。



### 津波情報伝達系統図



(注1) NTT情報案内センターには、津波警報と津波警報解除のみ通報する。

## 1 1 . 医 療 救 護 体 制 の 整 備

### 【計画の方針】

大地震災害時には、建築物倒壊や家具類の転倒等により、多数の負傷者が発生する一方、各医療機関においても、停電、断水等により、著しく診療機能が低下することが予想される。

このような災害時の医療救護活動は、原則として市が設置する救護所で救護班により実施する。救護班は、医師、看護師その他の要員で組織し、災害状況に応じて編成するものとする。

### 【計画の内容】

#### (1) 救護班の業務内容

##### ① トリアージ(注)

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を決める必要が生じるので、そのマニュアルやタグ等を整備し、訓練を行う。

##### ② 施設の点検

災害時において迅速に医療救護活動を開始できるよう、定期的に施設の点検を行う。

#### (2) 救護所の施設整備

① 救護所の設置場所は、既存の医療施設を活用するほか、耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

② 救護所の設備は、おおむね次のとおりとする。

ア. 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）

イ. その他（テント、折りたたみベッド、担架、発電機等）

③ 救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

#### (3) 医療機関

すべての医療機関は、災害時の医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受け入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。

#### (4) 医薬品、血液の供給体制

##### ① 医薬品等の確保

ア. 被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置しておく。

イ. 各家庭においても日ごろから常備薬の個人備蓄を推奨する。

ウ. 医療救護活動に必要な緊急医薬品は、薬業関係団体の協力を得て調達するが、不足する場合は道に要請する。

##### ② 血液の確保

血液については、北海道赤十字血液センターを通じて調達する。

(注) トリアージ：多数の負傷者の中から治療や搬送の優先度を定める技術のこと

### 第 3 章 地震災害応急対策計画

万一の地震災害に備えて「地震災害予防計画」を立案したが、ここではその地震が実際に起こった場合に、市及び関係機関がとるべき対応を定める。



《初動計画の具体的な内容及び行動規定については、初動マニュアルとして別途定める。》

## 1 . 初 動 計 画

### 【計画の方針】

地震災害は、突然襲来する災害であるため、被災直後には行政としても組織だった行動を取ることとは困難であり、混乱した状況が起きることが予測される。

組織的な応急対策計画の実施が困難となる被災直後の行動については、初動計画として検討し、突発的な災害発生時において職員が登庁して組織的行動が開始可能となるまでを、緊急行動基準として策定する。

### 【計画の内容】

#### (1) 責任者が不在の場合の対応

地震発生時には、市の責任者が直ちに登庁し、指揮をとることが困難な場合がある。

このような初動期における責任者との緊急連絡手段を確保するとともに、責任者不在時の意思決定方法や指揮系統について明確にしておく。

##### ① 災害対策本部の設置責任者の明確化

一般災害の場合は、市長が本部長として災害対策本部を設置するが、地震災害のように突発的災害発生時で市長が登庁していない場合には、在庁職員中の最上級者が市長に代行し、直ちに災害対策本部を開設する。詳細な規定は災害対策本部設置規定に別途定める。

##### ② 災害発生現場における指揮・行動の責任・権限の明確化

災害対策本部設置以前に、人命救助、消火活動等の緊急災害対策活動に職員が従事する場合、その場の指揮は先従者がとるものとし、責任者が到着したときに交代するものとする。

また、その場で資材の調達等、代価を支払うべき資材調達等の行為が生じた場合には、従事者の判断で調達できるものとする。詳細は初動マニュアルに定める。

##### ③ 市長等の主要職員については、他の交通手段がない場合、ヘリコプターを有する機関の協力により、早期に災害対策本部まで搬送する。

#### (2) 庁舎が被災して機能しなくなった場合の対応

地震発生後、市職員は庁舎に参集し災害対策業務を分担して行うが、庁舎が被災し、機能しなくなる可能性もある。このような事態に備えて代替施設をあらかじめ確保しておく。

本庁舎が被災した時の災害対策本部の代替施設として、紋別市文化会館を整備する。

#### (3) 市職員が在宅・通勤途中の場合の対応

大規模災害時には速やかな職員参集が必要であり、あらかじめ、非常参集の基準、範囲を定めておく必要があるが、被災地では市職員自身も在宅時及び通勤途中時に被災者となる可能性があるため、市職員の参集率や応急活動に従事できる人員数について考慮しておく。

##### ① 突発的災害発生時の職員の災害対策活動優先順位の明確化

突然大きな災害が発生した場合、何より優先するのは人命救助である。発災時に滞在している場所において、周辺住民と協力して人命救助及び消火活動に従事し、災害発生状況を把握した後、所定の参集場所に集合する。

##### ② 災害対策業務分掌の弾力化と活動優先順位の明確化

災害の種類や規模により、発生する業務も大きく変化するので、特に投入人員が限定される初動時には、分掌規程にかかわらず、本部長の判断で弾力的な人員配置を行う。

③ 災害対策活動優先順位の明確化

初動時には行政の対応能力が限定されるので、災害対策本部としての活動も人命救助と救援依頼等の情報活動にその全力を投入する。詳細は別途初動マニュアルに定める。

(4) 初動能力確保対策

突発的災害発生時における職員の対応能力は、普段の準備に大きく影響される。そのため、日ごろから突発的災害に備えた用意が不可欠であり、資材の保持、技術研修が求められる。

① 非常用資機材の整備

ア. 公用車への非常用資機材の整備

災害時に迅速な対応ができるよう、公用車に次の非常用資機材を整備する。

(ア)救急医薬品（救急箱）

(イ)シャベル、つるはし、のこぎり、ロープ

(ウ)消火器

(エ)ヘルメット、軍手等

イ. 庁舎内の非常用資機材の整備

市庁舎内でも以上の非常用資機材を整備しておく。

ウ. 職員が利用する車への非常用資材常備の推奨

突発的な災害はどこで起きるか分からず、その場合、車は被害の少ない比較的安全な場所となる。また、災害対策の行動に際しても車は不可欠である。したがって、いかなる状況においても災害に対応できるよう、公用車のみならず職員の通勤利用の自家用車にも、上に挙げた非常用資機材の常時搭載を推奨する。

② 個別情報伝達手段としての携帯電話等の普及

職員個人への携帯電話の普及を推奨し、登録する。

③ 職員等の初動能力向上のための研修活動

職員や住民の希望者に対する応急手当の訓練、災害救助訓練を定期的実施し、初動能力の向上と保持を図る。

(5) 迅速な支援要請の計画化

突発的な大地震災害が発生したときは、紋別市だけで対応することは不可能であり、災害対策の応急対策行動も外部からの応援・救援を得て可能となる。したがって、迅速な外部への救援依頼の発信と確実な伝達が不可欠である。

① 迅速な被害情報の発信体制の整備

市外への応援依頼は、正式には災害対策本部が設置されてからであるが、突発的災害の場合には一刻を争う。したがって、在庁職員が発災時に直ちに、あらゆる手段を利用し、被災情報を発信する。

② 習熟を必要としない情報機器の整備

緊急時の災害情報の発信は、混乱した状況で行われるため、機器の利用に習熟していない職員でも発信が可能となるよう、事前に習熟を必要としない情報機器を整備しておく。

## 2 地震時の応急活動体制

### 【計画の方針】

地震が発生したときには、直ちに震災非常配備体制を取り、必要に応じて災害対策本部を設置して発災初期の応急対策の実施や被害の救援に当たる。

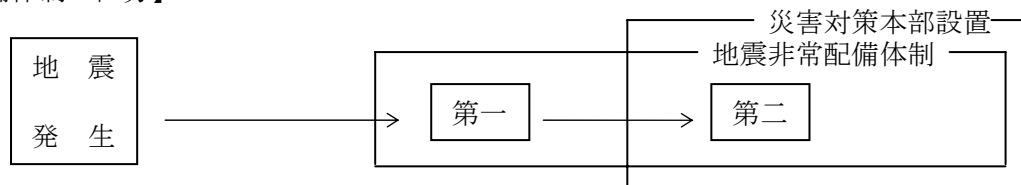
### 【計画の内容】

#### (1) 職員の非常配備体制

##### ① 非常配備体制の種類と基準

地震時の非常配備の区分、種類及び基準は次のとおりである。

### 【配備体制の区分】



### 【配備体制の種類と基準】

地震時の非常配備体制		
震災第1非常配備体制	配備基準	(1) 震度4の地震が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが、公共機関・施設及び市内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。 (3) オホーツク海沿岸に津波注意報が発表されたとき。
	配備体制	(1) 次の部所属の職員が情報収集、連絡に当たる。 《総務部庶務課》 (2) 次の部所属の所属長を招集し、情報収集、関係対策の指示に当たる。 1.総務部秘書課 2.市民生活部市民課 3.産業部水産課 4.建設部土木課及び港湾課 5.水道部管理課及び工務課 6.福祉事務所社会福祉課 7.教育委員会学務課 8.その他関係部課
	活動内容	(1) 庶務課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) その他指定の召集所属長は、関係者、機関との連絡調整に当たるとともに、関係施設の被害の状況の収集に当たる。 (3) 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置、対策に当たる。 (4) 港湾区域や海岸において、安全確認と注意喚起を行う。
震災第2非常配備体制	配備基準	(1) 震度5（強・弱）以上の地震が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 (2) オホーツク海沿岸に津波警報が発表されたとき。 (3) 市全域、あるいは局地的に大きな被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
	配備体制	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 各部の主任職以上は速やかに参集し、情報連絡、被害状況の収集の任務に当たる。 (3) 状況により、所属職員の所要の人員を招集し、所掌する災害対策に当たる。
	活動内容	(1) 速やかに市内地域及び所管業務関係の被害状況の調査・収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 (2) 各部各班は、全勢力を挙げて、速やかに市全域を被害状況の調査・収集に努めるとともに、精力的に応急対策に当たる。

(2) 職員の動員計画

- ① 震度5弱以上で警戒体制を取る。
- ② 地震が発生した場合、関係者は直ちに集合基準により自主的に集合し、初動体制を整える。
- ③ 地震の場合の本部設置場所は次の順とする。

ア. 市庁舎

イ. 文化会館（市庁舎内に設置できないとき。）

- ④ 動員の伝達系統及び伝達方法

ア. 平常執務時の伝達は、「第2部第2編第1章の2. 職員の動員計画」に準ずる。

イ. 休日及び勤務時間外

休日及び勤務時間外等閉庁時の地震発生については、電話回線通話の可否にかかわらず集合連絡はしない。

職員は勤務時間外、休日等に地震が発生したときは、「職員等の集合基準」を参考にし、自らの判断により登庁するものとする。

職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長又は各班長は、30分ごとの職員参集状況を記録し、必要に応じ総務部長へ参集状況を報告するものとする。

- ⑤ 警戒体制の解除

災害発生のおそれがなくなったときは、庶務課長は、関係課と協議の上、警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を知らせる。

【地震発生時初動体制「職員等の集合基準」】

震度	配備の体制等
4	施設管理責任者及び防災担当職員は施設に異常がないかどうか確かめる
5弱	警戒体制の配備体制でのぞむ
6弱以上	全職員

【震度の判断（気象庁震度階級関連解説表より）】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【津波警報・注意報について】

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m、4 m、6 m、8 m、10 m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m、2 m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上1 m未満であって、津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m	

(3) 紋別市災害対策本部の設置

「第2部 第2編 第1章 応急活動体制の3. 紋別市災害対策本部の設置」に準ずる。



### 3 . 地震情報等の伝達

#### 【計画の方針】

地震情報（震度、マグニチュード、余震の状況等）や津波情報（津波の高さや到達予想時刻）を関係機関の連携の下に、迅速かつ的確に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

#### 【計画の内容】

地震情報や津波情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

#### (1) 地震・津波に関する情報

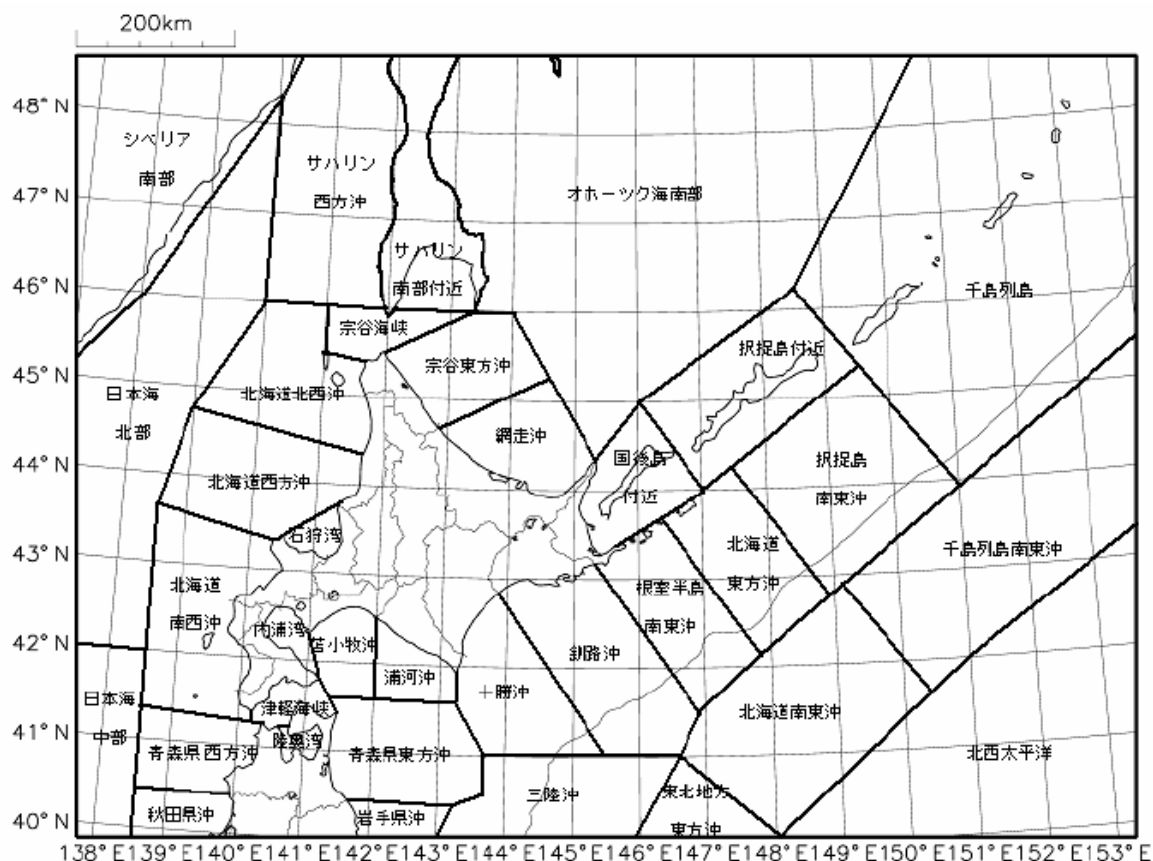
	情報の種類	内 容
地震情報	緊急地震速報	最大震度5弱以上の強い揺れが予測された場合に、震度4以上が予測される地域を広く一般に発表する。
	震度速報	震度3以上の全国180地域に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。
	震源・震度に関する情報	震源、マグニチュード、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
	各地の震度に関する情報	網走支庁管内の震度観測点で、震度1以上を観測した場合に震源要素と観測点の市町村名を発表。なお、地震が続けて発生した場合には、最大震度の大きな地震を優先して発表する。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な情報を発表（津波予報を含めて発表）

#### (2) 地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称

##### ① 網走支庁管内の地域名称及び内陸の震央地名



## ② 北海道周辺海域の震央地名



## 4 地震時の消防活動

### 【計画の方針】

大地震が起きた場合にあつては、消防施設損壊、車両の通行障害、通信不能等により消防力は著しく低下し、消防活動が大幅に制約されることが予想される。

そのような非常時における消防活動はおおむね次のとおりである。

### 【計画の内容】

#### (1) 地震時の初期活動

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害防止活動に当たる。

- ① 消防職員は、地震時には直ちに消防車庫に参集し、ポンプ等を屋外に搬出し、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- ② 消防職員は直ちに高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報、火災の延焼状況等の広報を行う。
- ③ 道路、橋りょうの損壊等で通行不能となり、地域が孤立した場合は、消防職員は巡回による出火防止等の広報に当たる。

#### (2) 一般電話の使用不能時の通信の確保

有線の使用が不能になった場合は、現地へ携帯無線機を搬入して情報連絡に当たる。

#### (3) 火災防御

##### ① 地震火災の防御

7. 地震火災の防御は火災の早期鎮圧、拡大防止と人命の安全確保を最重点とする。

- イ. 地震時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用する。
- ウ. 消防力に比較して火災件数が少ないと判断したときは、積極的に一挙鎮滅を図る。
- エ. 火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- オ. 火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力を挙げて避難者の安全確保のための防御に当たる。

## ② 孤立時の消火活動

孤立時に火災が発生した場合は、消防職員は住民の協力を得て、火災の早期鎮圧、拡大防止に努める。また、一般電話が通信不能の場合は、隣接地域に近い場所でサイレンを吹鳴して連絡、又は連絡員を派遣し応援を求める。

## ③ 地域住民の行うべき活動

- ア. 地震が発生したら、早急に身の回りの火の始末などの出火防止活動を行う。
- イ. 近隣地域の火災に対して、地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。

# 5 . 非常時の救急活動

## 【計画の方針】

住民、消防は、震災等災害時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

## 【計画の内容】

被災直後は地域の消防機関、警察等が救助活動を行う。また、地域の自主防災組織がそれら機関の救助活動に協力するほか、自主的な救助活動を行う。そのため日ごろから自主防災組織の育成に努め、訓練を実施する。

### (1) 住民による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

### (2) 救急要請への対応

- ① 負傷者の搬送は原則として消防とする。ただし、消防の救急車で対応できない場合は市、医療班で確保した車両で搬送を実施し、状況によっては支庁に応援を要請する。
- ② 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

### (3) 医療機関等との連携

- ① 市は迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に応急救護所を設置し、重傷者の応急手当等を行う。
- ② 人的被害が大きく、救急、救助活動が消防本部及び市内関係機関の総力を挙げても措置不能と判断した場合は、関係機関及び救急指定病院等に連絡して応援を求める。
- ③ 消防機関は、災害時後方病院の被災状況や重傷者の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

## 6 . 応 急 医 療 救 護 活 動

### 【計画の方針】

大規模災害の発生時には、多種多様な災害による要救助・救急事象が市内の各所で同時多発的に発生することが予想される。傷病者が多数発生したときには、軽・重様々な患者が一時に医療機関に集中し、緊急に治療を施すべき重傷者に対する応急医療救護が充分行き届かない事態が想定される。また、医療機関でも、一時的混乱や職員の参集の問題、交通・通信の途絶による混乱や電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、初動医療体制を整備するとともに、医薬品等の確保について計画しておくことが重要である。

### 【計画の内容】

#### (1) 応急医療救護の体制整備

市は、道、医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら、被災者の救護に万全を期する。

##### ① 保健班の設置

紋別市災害対策本部の指示に基づき、災害対策本部に保健班を設置する。

##### ② 連携協力体制

災害時の応急救護活動は保健班が主体に医療機関、医師等の動員計画を作成する。

##### ③ 日赤、医師会に対する出動要請

市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、日本赤十字社北海道支部紋別地区長、紋別医師会長に対し出動要請を行う。要請項目は次のとおりである。

ア. 災害発生の日時

ウ. 出動を要する人員及び資機材

イ. 出動の時期及び場所

エ. その他必要な事項

##### ④ 医療班の編成

紋別医師会長は、市長の要請に基づき医療班を編成し、応急医療に当たる。

医療班の構成基準は、紋別医師会の定めるところによる。

##### ⑤ 関係機関への応援要請

市長は、災害の規模に応じ、道立病院による医療班の支援や、自衛隊による患者移送などの応援を、支庁を通じて知事に要請する。

#### (2) 応急救護所の設置と運営

##### ① 救護所の開設

市内の医療機関や教育施設に救護所を開設し応急医療・救護を行うものとする。

##### ② 医療班の編成

災害時の医療活動は、医療担当者が主体となり、紋別保健所、紋別市医師会等医療関係機関の指導、協力を得て医療班を編成し、医療救護活動を行う。医療班は、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

##### ③ 医療機関等による医療救護

医療班による救護ができない者、医療班による救護が適当でない者については、病院、診療所に委託して救護を行う。

##### ④ 必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

⑤ トリアージ活動

被災現場及び応急救護所におけるトリアージは、各医療班が責任をもって行う。

⑥ 災害救助法が適用された場合は、医療については知事の補助機関として、助産については知事の委任に基づき行う。

## 7 . 被災建築物安全対策計画

### 【計画の方針】

地震被害建築物の二次災害を防止するため、道及び市は、関係団体の協力を得て、被災建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

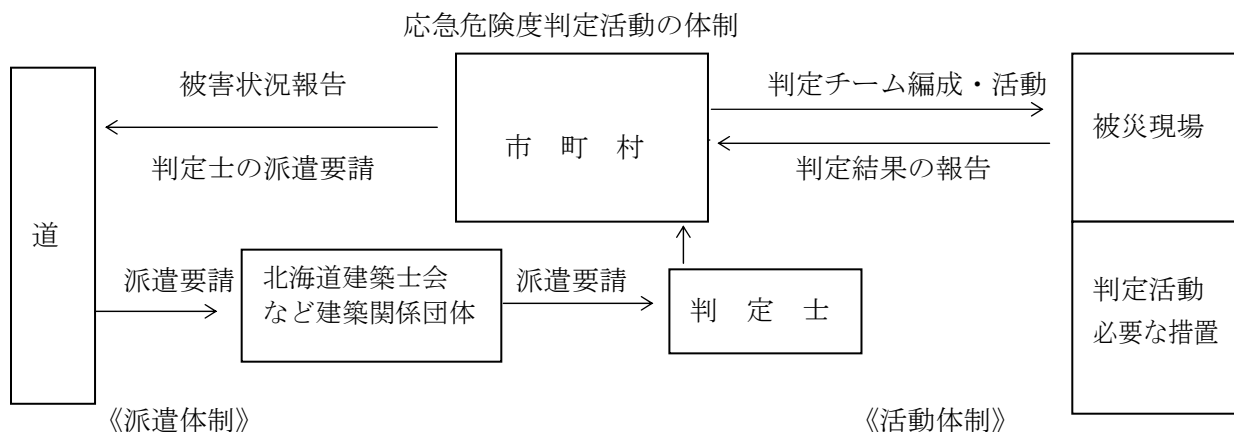
### 【計画の内容】

(1) 建築技術者派遣の依頼

被災建築物等による二次災害防止のための建築物応急危険度判定は、業務に携わる建築技術者派遣を道本部に依頼するものとする。

(2) 応急危険度判定の活動体制

判定活動の体制は、次のとおりとする。



(3) 応急危険度判定の基本的事項

① 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

② 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できるかぎり早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

③ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に添付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりとする。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入ができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入が可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

#### (4) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 8 . ライフライン施設の応急復旧対策

### 【計画の方針】

道路、交通機関、上下水道、電気、通信などのライフライン施設は、都市化の進展とともに高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係も著しく高まっている。

ライフラインが被災した場合、都市機能そのもののマヒにつながり、住民生活への影響は極めて大きくなる。このため、これらの施設が被災したり、又は被災するおそれがあるときは、相互に連携を保ちながら、円滑かつ迅速に応急復旧対策を実施する。

### 【計画の内容】

#### (1) 道路・橋梁

- ① 道路の被害状況を速やかに把握の上、災害対策本部長に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- ② 上下水道、電気、電話等道路占有施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置を取り、事後連絡する。

#### (2) 電力施設（北海道電力株式会社）

- ① 初動活動体制
  - ア. 道内に被害地震が発生した場合は、被害状況に対応した体制の発令を行う。
  - イ. 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出動する。
- ② 災害時における情報の収集・連絡
  - ア. 情報の収集、報告  
情報システム等を利用し被災状況の早期把握と関係機関との的確な情報交換を行う。
  - イ. 情報の集約・連絡体制  
被災状況の的確な把握と正確な情報の伝達、関係機関との相互の情報交換を迅速に行うため、情報の集約・連絡体制を確立する。
  - ウ. 通報・連絡経路図は「北海道電力株 防災業務計画」により定める。
- ③ 災害時における広報  
被害状況、復旧状況、電気火災等の二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びマスメディアを通じて行う。
- ④ 応急復旧においては、被災状況に応じてメーカー、施工業者等の非常呼出しを行い、依頼する。

### (3) 上水道施設

#### ① 施設の点検

地震発生後速やかに被害状況を把握する。管路については、水圧や漏水、道路陥没等の有無、地上建築物の被害状況等の把握に努める。なお、次の管路を優先的に点検する。

ア. 主要配水管路      イ. 給水拠点に至る管路      ウ. 河川等の横断箇所

#### ② 応急措置

ア. 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。

イ. 倒壊家屋、消失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

#### ③ 災害復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材については、平常業務との関連において市水道課が保有しているものを活用し、不足するものについては他市町村、関係業者から調達して対処する。

#### ④ 震災時の広報

震災発生時は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を周知させるため、水道部の車両及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

### (4) 下水道施設

災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の疎通に支障のないように下水道施設の被害に対し、応急措置を講じ、排水の万全を期する必要がある。

#### ① 災害復旧用資機材の整備

下水道施設被害の迅速な応急措置活動を実施するための資機材、工器具等を整備する。

#### ② 応急措置

ア. ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機により運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対処する。

イ. 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては程度に応じて応急措置を実施する。

ウ. 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指揮監督をするとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

### (5) LPガス対策

集中供給の場合には導管が損傷することがあり、また建屋内配管が損傷し、漏洩ガスによる二次火災の危険性もあるため、容器バルブの閉止、安全点検の実施を周知徹底する。

① LPガス販売店は、災害時には設備の緊急点検を実施し、ガス漏れ発生時には消防との連携の下に、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。

② LPガス販売店は、LPガス利用者の二次災害防止と損傷箇所の復旧のため、LPガス協会や施工業者との協力体制の下で市内のLPガス設備の緊急安全点検を実施する。

③ 市及びLPガス販売店は、二次災害防止のため、LPガス利用者に対して設備の安全確認と損傷時のバルブ閉止の徹底を周知するため、広報活動を行う。

### (6) 通信施設

① 通信回線に障害が生じた場合はNTT紋別営業所に通報する。

② 電気通信設備等に災害が発生した場合は、当該地域の住民に広報車等で周知する。

③ その他の無線関係について災害発生した場合は、市は関係機関に直ちに通報する。

- 9 . 災 害 救 助 法 の 適 用  
第2部 第2編 災害応急対策 第3章「災害救助法の適用」を準用する。
- 1 0 . 派 遣 要 請 計 画  
第2部 第2編 災害応急対策 第4章「相互協力・派遣要請計画」を準用する。
- 1 1 . 避 難 計 画  
第2部 第2編 災害応急対策 第9章「避難計画」を準用する。
- 1 2 . 緊 急 輸 送 ・ 交 通 計 画  
第2部 第2編 災害応急対策 第10章「緊急輸送・交通計画」を準用する。
- 1 3 . 飲 料 水 ・ 食 料 ・ 生 活 必 需 品 等 の 供 給  
第2部 第2編 災害応急対策 第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」を準用する。
- 1 4 . 被 災 地 の 応 急 対 策 計 画  
第2部 第2編 災害応急対策 第12章「被災地の応急対策計画」を準用する。
- 1 5 . 危 険 物 ・ 毒 物 等 防 災 対 策  
第2部 第2編 災害応急対策 第13章「危険物・毒物等防災対策」を準用する。
- 1 6 . 公 共 施 設 等 の 応 急 復 旧 対 策  
第2部 第2編 災害応急対策 第14章「公共施設等の応急復旧対策」を準用する。
- 1 7 . 災 害 警 備 活 動  
第2部 第2編 災害応急対策 第15章「災害警備活動」を準用する。



## 第 4 章 地 震 災 害 復 旧 計 画

第 2 部 第 3 編 災害復旧計画を準用する。



## 第2編 港湾等災害対策



# 第 1 章 港 湾 等 災 害 対 策 計 画

本市港湾等において発生する船舶火災、タンカー事故等による油の流出、臨港地区における危険物施設等の災害に対処するため、各機関が実施する措置について定める。

なお、この計画に基づく諸対策は、港湾法（昭和25年法律第 218号）第 2 条に定める港湾区域及びその臨港区域を対象とする。

## 1 . 港 湾 等 災 害 予 防 計 画

### 【計画の方針】

本市港湾等及び臨港地区における災害の発生を災害の発生を未然に防止するため、各機関の体制及び各機関が実施する予防措置について定める。

### 【計画の内容】

#### 1. 関係機関の業務の大綱

港湾等の防災対策を推進するため、関係機関の業務の大綱を次のとおり定める。

##### (1) 紋別市

- ① 災害予防、消火活動、流出油等汚濁防止・除去活動、災害応急対策及び災害復旧の実施
- ② 関係機関相互の連絡調整
- ③ 港湾区域及び港湾施設等の良好な状態の維持
- ④ 災害情報の収集、伝達
- ⑤ 災害時における防疫活動の実施

##### (2) 紋別海上保安部

- ① 海上交通の安全を確保するため、海上における法令の励行及び航路標識の維持管理並びに水路測定の実施
- ② 災害時の救助、救援、消火活動、流出油等汚濁防止・除去活動及び船舶の避難誘導並びに救援物資、人員等の海上輸送
- ③ 災害情報の収集、伝達及び気象予警報の船舶への周知
- ④ 海上犯罪の予防と治安の維持

##### (3) 網走開発建設部

港湾及び航路の直轄工事及び港湾の直轄災害復旧の実施

##### (4) 網走地方气象台

災害時において必要とする気象予警報等の情報伝達

##### (5) 紋別警察署

- ① 災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等
- ② 災害情報の収集及び治安維持に必要な広報

##### (6) 名寄労働基準監督署

事業所、工場等の産業災害の防止対策

- (7) 北海道電力株式会社紋別営業所
  - 災害時における電力の円滑な供給
- (8) (株) NTT東日本ー北海道北見支店
  - 災害時における電話の取り扱い及び確保
- (9) 日本通運株式会社紋別支店
  - 災害時における救援物資の緊急輸送等について、関係機関への支援
- (10) 民間団体
  - ① 危険物施設の管理者
    - ア. 危険物の災害予防
      - イ. 災害時における危険物の保安に関する措置
  - ② 港湾関係施設の管理者
    - ア. 港湾関係施設の災害予防
      - イ. 災害時における港湾関係施設の保安に関する措置
  - ③ 日本水難救済会紋別救難所
    - ア. 港湾等防災対策に関する協力
- 2. 重要警戒区域の設定
  - 港湾の整備拡充にあわせ、今後、次の区域を設定する。
- 3. 関係機関の港湾災害予防
  - 港湾等における各種災害の未然防止のため、各機関が取るべき措置は次のとおりとする。
- (1) 紋別市
  - ① 係留施設の維持管理
    - 危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
  - ② 火気及び立入禁止の措置
    - 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
  - ③ 危険物の荷役についての措置
    - ア. 荷役に関する保安の指導監督
      - イ. 消火器具の配備
      - ウ. 油等流出事故の予防対策及びオイルフェンス、油除去材、化学消火剤等の配備
      - エ. 立入禁止、火気厳禁の標識の徹底
  - ④ 臨港地区における危険物製造所、貯蔵所又は取扱所に対する定期立入検査及び指導取締り
    - ア. 施設の改善促進
      - イ. 適正な危険物取扱いの指導
      - ウ. 消火設備及びオイルフェンス等の流出油等対策設備の維持管理の指導
      - エ. 従業員の初期消火技術及び流出油等拡散防止・除去技術の向上
      - オ. 化学消火剤等の共同備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導

⑤ 資料及び情報交換

入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(2) 紋別海上保安部

① 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

ア. 災害発生状況及び災害の教訓に関する資料

イ. 災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）

ウ. 港湾状況（特に危険物荷役場所、貯木場、はしけ溜り等の状況）

エ. 防災施設、機材等の種類、分布の状況等救助に必要な機材能力の基礎調査（曳船サルベージ、消火及び油等除去作業、潜水作業等）

② 研修訓練

平常業務を通じ、職員に対し防災に関する指導を行うとともに随時次の訓練を行う。

また、必要に応じ、関係機関の行う訓練に参加し、又は参加を求めるものとする。

ア. 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ. 非常呼集、防災、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、消火、流出油等事故対策等の防災に関する訓練

ウ. 総合防災訓練

③ 指導啓発

防災に関し、関係機関、報道機関等と緊密な連絡を取り、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

ア. 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

イ. 在港船舶に対する臨船指導

④ 海事関係法令の励行

海事関係法令違反は、海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

ア. 船舶安全法に基づく安全基準の励行

イ. 船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

ウ. 港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(3) 網走開発建設部

港湾及び航路の直轄工事の計画、施行に関しては、防災上留意すべき事項については十分配慮する。

(4) 名寄労働基準監督署

臨港地区に所在する事業所、工場等の産業被害の防止について監督指導する。

(5) 民間団体

① 危険物関係施設の管理者

ア. 係留施設の維持管理

危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ. 火気及び立入禁止の措置

大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ. 危険物の荷役についての措置

(ア) 荷役に関する保安の指導監督

(イ) 消火器具の配備

(ロ) 油等流出事故の予防対策及びオイルフェンス、油除去材、化学消火剤等の配備

(エ) 従業員の初期消火技術の研修訓練

② 港湾関係施設の管理者

ア. 係留施設の維持管理

船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ. 消火設備の充実強化

ウ. 従業員の初期消火技術及び流出油等拡散防止・除去技術の向上

③ 水難救済会紋別救難所

水難救助技術の研修訓練

4. 防災訓練

港湾等における災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と協力して港湾等防災訓練を行うものとする。

5. 紋別港の整備計画

(1) 紋別港の整備計画

現在、社会資本整備重点計画により港湾整備が進められており、災害に強い港づくりに努める。

(2) 機材等の整備

① 港湾等における防災対策を円滑に推進するため、関係機関は消防艇、化学消火剤、オイルフェンス等の資機材を整備するよう努めなければならない。

② 市内の消防車、巡視船艇、化学消火剤、オイルフェンス等の資機材の整備状況については、資料編参照のこと。



## 2 . 港 湾 等 災 害 応 急 対 策 計 画

### 【計画の方針】

本市の港湾等における各種災害に対処するため、各機関が実施する応急対策を次のとおり定める。

### 【計画の内容】

#### 1. 災害に対応する体制

港湾等における災害に対応する体制は、次のとおりとする。

(1) 港湾区域及び臨港区域、並びに地先海浜において、大規模な船舶火災や油等流出事故等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、市の防災会議が中心となり災害対策を推進するものとする。この場合、災害に関係のある機関（民間企業も含む）の代表者をもって組織する連絡機関を設けて、防災に対する連絡調整を行うものとする。

(2) 港湾区域内における船舶の火災については、昭和43年3月29日、海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、紋別海上保安部と紋別地区消防組合との間に締結された業務協定により対処するものとする。

なお、この業務協定については、資料編参照のこと。

※ （なお、同協定には油等流出事故対策については明示されていない。）

#### 2. 紋別市が取るべき応急対策

港湾等における各種災害に対処するため、紋別市が実施する応急対策は次のとおりとする。

##### (1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに関係機関に連絡する。

##### (2) 救助、救出及び避難

災害による人命の救助、救出を行う。

災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため、立退きを勧告し、急を要する場合は、これらの者に対して避難のため立退きを指示する。

##### (3) 警戒区域の設定

危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

##### (4) 消防活動

ア. 陸上施設の消火及び延焼の防止を行う。

イ. 船舶の消火活動は、海上保安官署と連絡を密にして行う。

ウ. 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、法令で定める以外の者に対しては、その区域から退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限する。

##### (5) 応急資機材の調達輸送

消火剤、オイルフェンス油処理剤その他の応急資材の調達輸送を行う。

(6) 流出油等対策

紋別海上保安部と連絡を密にして、流出油等による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油除去剤の散布等の応急の措置を取る。

(7) 危険物施設に対する保安

火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送搬出を行う。

(8) 防疫活動

災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫を実施する。

(9) 広報活動

災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を行う。

(10) 応援要請等

① 災害の状況に応じ、住民を応急措置の業務に従事させる。

② 状況により、事故船の移動について、関係機関に要請するとともに、移動のための曳船の手配及び曳航を行う。

③ タンカー、バージ等による残油等抜取りを関係機関に要請する。

④ 関係機関と協力して危険水域付近及び通航禁止水域付近に船艇を配置して、海上交通の禁止制限及び避難等の措置を取る。

⑤ 災害時の状況に応じて、相互応援協定締結の事業所、又は他の市町村に対して応援を要請する。

3. 紋別海上保安部の応急対策

港湾等における各種災害に対処するため、紋別海上保安部が実施する応急対策は次のとおりとする。

(1) 情報収集及び関係機関に対する連絡

災害情報を迅速、的確に把握するとともに、その情報を関係機関に連絡する。

(2) 救助、救出及び避難

事故船に対し、災害極限措置を指導するとともに、被災者の救援を行う。

必要による沿岸住民、船舶に対する避難勧告及び避難援助を行う。

(3) 消防活動

消防機関と連絡を密にして巡視船により消火及び延焼の防止を行う。

(4) 油等の拡散防止及び回収除去

① 関係船舶、船主、代理店、臨海工場等に対し、流出防止措置、拡散防止措置及び除去について指導し、又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定めるところにより除去を命ずる。

② 流出油等による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油除去剤の散布等の応急措置を取る。

③ 回収船による流出油等の回収指導に当たる。

④ 事故船からの油等の抜き取り指導に当たる。

⑤ 流出油等の漂着が予想される沿岸港湾にオイルフェンス又は応急オイルフェンスの展張指導を実施する。

- ⑥ 市民及び民間業者に対する自営措置の指導に当たる。
- ⑦ 状況により事故船を移動させ、付近地域の安全を図るとともに、災害の拡大防止の措置を取る。
- ⑧ 状況により、必要ならば船体及び流出油等の非常処分を考慮する。

(5) 広報活動

- ① 民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について適時適切に広報を行う。
- ② 船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ、巡視船艇による巡回等によりその状況を周知する。

(6) 海上交通規制

- ① 巡視船艇によりガス検知等を行い、危険海域の警戒整理に当たる。
- ② 危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限又は禁止を行う。
- ③ 船舶交通の制限又は禁止を行うほか、必要に応じ出入港を規制する。

(7) その他

- ① 必要に応じ、他保安部署の巡視船艇、航空機の応援派遣を要請する。
- ② 臨港地区の災害対策で、海上からの応援が可能なときは、巡視船艇により協力する。

4. 紋別警察署の応急対策

港湾等における各種災害に対処するため、紋別警察署が実施する応急対策は次のとおりとする。

(1) 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備措置上、必要な情報を収集するとともに関係機関と連絡を密にし、必要と認める場合は、その情報を積極的に通報する。

(2) 救助救出

- ① 災害による危険箇所、避難立退き地域などを巡視して、避難に遅れた者の発見救助に努める。

また、負傷者は直ちに応急措置をし、状況により救護所に搬送する。

- ② 関係機関の行う船舶罹災者の救助、救出について、その作業に必要な地域の確保、交通規制、整理などを行い協力する。

(3) 避難

- ① 災害の発生により、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者に対し早期に自主避難を行うよう勧告する。

- ② 急を要する場合には、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のため立退きを指示する（立退きを指示した場合は市長に通知する。また、市長が立退きを指示した場合は、これに協力する。）。

(4) 警戒区域の設定

災害の発生により人の生命、身体に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、その区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる（警戒区域を設定した場合は、市長に通知する。市長又は消防吏（団）員が警戒区域を設定した場合は、これに協力する）。

(5) 道路交通規制

災害の発生により、道路における交通に危険が生じるおそれがあるときは、一時歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限する。

(6) 犯罪の予防、鎮圧

① 避難した罹災者の留守家族及び避難者収容所に対して、必要により警戒員を派遣するほか、重点的なパトロールを行う。

また復旧物資をめぐる経済事犯の取締まり、物資集積所の盗難などの予防、検挙に当たり、被災地域の治安を維持する。

② 被災地における補償その他利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報して事故防止に当たる。

(7) 危険物施設に対する保安

① 石油、火薬などの危険物については、災害を拡大するおそれ大きいので、その施設周辺の立ち入り禁止、住民の避難その他危険防止について措置する。

② 関係機関の行う保安措置について、積極的に協力する。

(8) 広報活動

警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規制等その他治安維持に必要な事項について広報を行う。

5. その他の機関の応急対策

港湾等における各種災害に対処するため、その他関係機関が実施する応急対策は次のとおりとする。

(1) (株) NTT東日本ー北海道北見支店

① 災害時において、非常又は緊急電話の取扱い及び実施

② 災害時において、必要に応じて電話及び電報の利用を制限し、重要通信を確保する。

(2) 北海道電力紋別営業所

災害時における市民生活、事業所等への電力の円滑な供給を図る。

(3) 日本通運株式会社紋別支店

災害時における救助、救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等につき、関係機関の支援を行う。

(4) 民間団体

① 危険物関係施設の管理者

- ア. 災害時における危険物の保安に万全を期す。
- イ. 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火に努める等適切な措置を講ずる。
- ウ. 災害時において、相互応援協定締結の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。

② 港湾関係施設の管理者

- ア. 災害時における港湾関係施設の保安に万全を期す。
- イ. 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火に努める等適切な措置を講ずる。
- ウ. 災害時において、他の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は直ちに応じる。

③ 水難救済会紋別救難所

災害時において、自ら又は関係機関の求めに応じて水難者の救助に協力する。

6. 相互応援計画

港湾等における災害時の関係機関相互の応援については、次のとおりとする。

- (1) 災害時においては、各関係機関相互で必要に応じて応援し合うものとし、応援協定のある場合は、それに従うものとする。
- (2) 自衛隊の派遣は、北海道地域防災計画の自衛隊派遣要請計画に基づき要請するものとする。
- (3) 危険物関係施設及び港湾関係施設の管理者並びに水難救済会紋別救難所は、港湾等防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資機材等をもって協力を行う。



## 第 2 章 海 難 救 助

水産漁業が盛んな紋別市では、冬期の流氷や着氷、暴風雪のみならず、低気圧の通過に伴う時化等による海難事故発生危険性が常にある。このような海難事故発生時における迅速な救助活動を実施するため、各機関の体制及び各機関が実施する措置についての業務の大綱について定める。

### 1 . 関 係 機 関 の 業 務 の 大 綱

#### 【計画の方針】

海難救助活動に関係する機関は、紋別市、紋別海上保安部、紋別警察署、日本水難救済会紋別救難所及び紋別漁業無線局である。救助関係機関の業務大綱は次のとおりである。

#### 【計画の内容】

##### (1) 紋別市

遭難船を発見したときは、産業部水産課及び建設部港湾管理事務所は、各部班と協力し、関係機関と密接な連携の下に、住民を召集し、船舶、車、その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うことを実施する。

##### (2) 紋別海上保安部

関係機関と密接な連絡調整を図るとともに、次の措置等の救難業務を行うものとする。

- ① 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかにその捜索、救助を行うこと。
- ② 傷病者、医師、避難者又は救助物資の緊急輸送の要請に基づく救護活動を行うこと。

##### (3) 紋別警察署

関係機関と密接な連絡調整を図るとともに、警察官による所要の救護業務を行うこと。

##### (4) 日本水難救済会紋別救難所

紋別海上保安部長及び市長からの要請又は自ら海難を認知した場合、紋別救難所員等により、救護措置を行うこと。

##### (5) 紋別漁業無線局

加盟出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な援助を与えると同時に関係機関及び漁業協同組合等に対する迅速な連絡に当たること。





## 第3編 航空災害対策



# 第 1 章 航空災害対策

空港がある紋別市では、旅客機の離着陸時における事故や市街地への墜落事故等、常に航空機の利用に伴う事故の危険性がある。このような航空災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時に適切な措置が取れるよう各関係機関の体制及び各機関が実施する措置について定める。

## 1. 航空災害予防対策計画

### 【計画の方針】

本市の地域において、航空機の墜落炎上等により、多数の死傷を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために防災関係機関が実施する応急対策及び予防対策は、北海道オホーツク紋別空港管理事務所が定める紋別空港緊急計画によるほか、この計画の定めるところによる。

### 【計画の内容】

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

## 1 実施事項

### (1) 東京航空局紋別空港出張所、オホーツク紋別空港管理事務所

- ① 航空運送事業者には航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置を取る。
- ② 迅速、かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- ③ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ⑤ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- ⑥ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- ⑦ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講じる。

### (2) 航空運送事業者

- ① 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講じる。
- ② 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ③ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講じる。

## 2. 航空災害応急対策計画

### 【計画の方針】

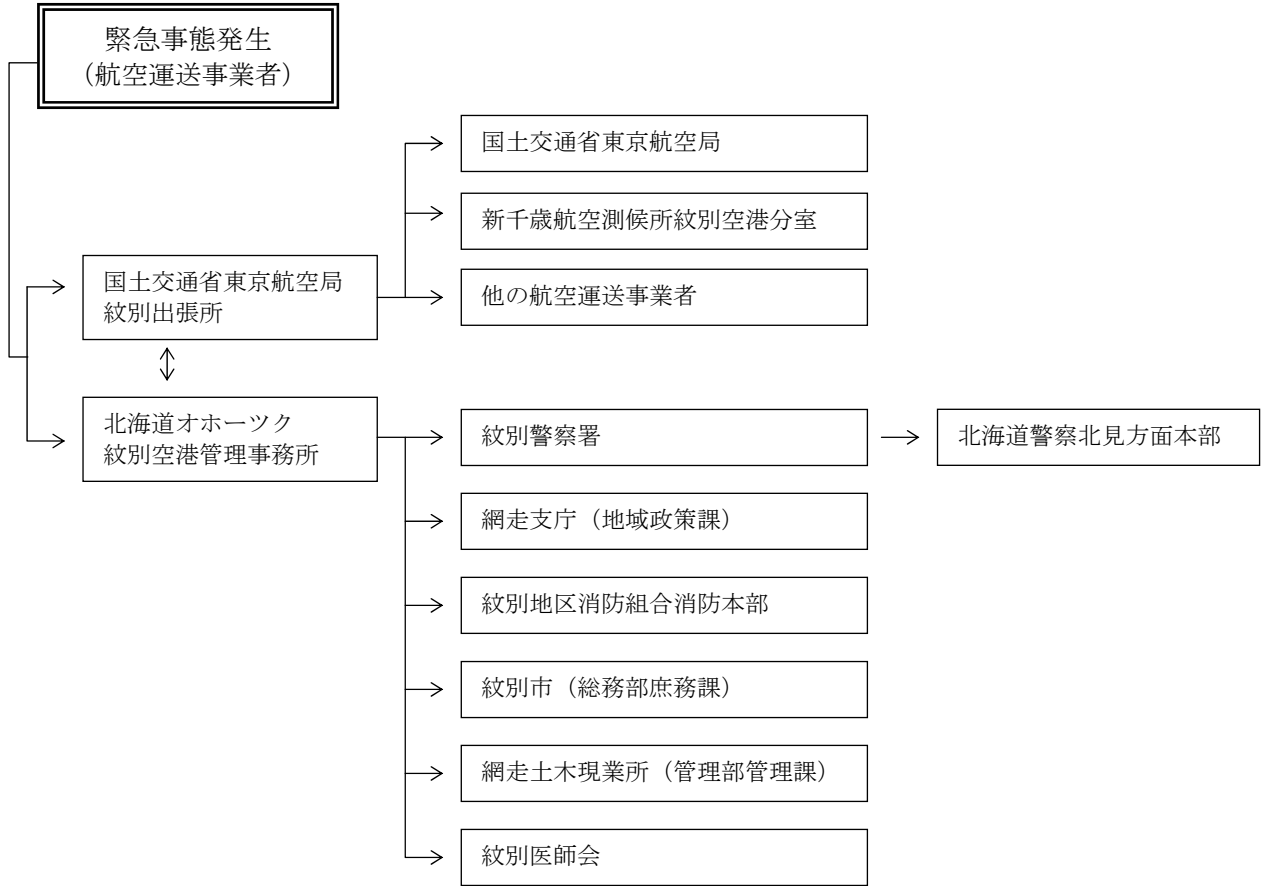
この計画は、航空機の緊急事態の発生に対処するため、その対策を早期に樹立し、応急対策活動の実施を図るための必要な組織等について定める。

### 【計画の内容】

- (1) 応急活動対策の実施  
市及び消防機関は航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
- (2) 紋別市災害対策本部の設置  
航空災害の発生に伴い、その規模及び範囲から総合的な応急対策活動の必要がある場合は、紋別市災害対策本部を設置し、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。
- (3) 救助救出活動  
航空災害時における救助救出活動については、第2部第2編第7章「救助・救急活動」の定めによる。
- (4) 医療救護活動  
航空災害時における医療救護活動については、第2部第2編第8章「応急医療助産計画」の定めによる。
- (5) 交通規制  
航空災害時における交通規制については、第2部第2編第10章2「交通規制計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。
- (6) 防疫及び廃棄物処理等  
航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第2部第2編第12章1「ごみ・し尿処理対策」、同2「防疫対策」の定めにより実施する。なお、災害に係る航空機が国際線である場合は、検疫所等と密接な連携を図りつつ、的確な応急防疫対策を講じる。
- (7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等  
行方不明者の捜索及び死体の収容等については、第2部第2編第12章3「遺体の捜索、処理及び埋葬計画」の定めにより実施するものとする。
- (8) 危険物流出対策  
航空災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は第2部第2編第13章「危険・毒物等防災対策」の定めにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。
- (9) 消防活動  
消防関係機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車等による消防活動を迅速に実施するものとする。
- (10) 自衛隊派遣要請  
航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2部第2編第4章3「自衛隊への災害派遣要請計画」の定めるところによる。
- (11) 広域応援  
航空機災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2部第2編第4章1「広域応援・協力要請計画」の定めるところにより、応援を求める。

オホーツク紋別空港 緊急事態（航空機事故等）における連絡系統図

(1) 空港内で発生した場合



(2) 空港周辺で発生した場合

